

(整理番号 426)

大阪地方最低賃金審議会

令和4年度第2回大阪府塗料製造業最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時 令和4年9月6日(火)
午前10時00分から同11時55分

2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B

3 出席者

公益を代表する委員	3名
労働者を代表する委員	3名
使用者を代表する委員	3名

4 議 事

大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

5 議事要旨

大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使から以下の主張が行われた。

- ・労働者代表委員からは、(一社)日本塗料工業会のデータから塗料生産・販売数量は前年比マイナスであるが、平均単価は企業努力等によりプラスとなっている、消費者物価指数が2022年度は100を超えている等の理由から必要性有りとの主張があった。
- ・使用者代表委員からは、日本銀行の資料から消費者物価が2022年はプラス2.3%となっているが、2023年、2024年は物価上昇が落ち着く見通しである、原材料のナフサ価格が2022年7月は前年同月比67%となっており利益に影響を与えている等の理由から必要性無しとの主張があった。

全体協議、個別協議が行われたが、労使合意に至らず、次回は、本日の結果を踏まえ、引き続き改正決定の必要性にかかる審議を進める旨労使双方にて確認され、審議は終了とした。

